

定義問題特定委員会(2017年3月26日)

「松戸市専門職マニュアル掲載予定の定義問題に関する文書検討」

話題提供者 和田忠志委員(松戸市高齢者虐待防止ネットワーク/松戸市医師会)

概要

千葉県松戸市の高齢者虐待防止ネットワークでは、「家庭用」「養介護施設用」「専門職用」の三種類のマニュアルを作成し、インターネット上でダウンロード可能としている。このたび、「専門職用マニュアル」の改定時期にあたり、同マニュアルに掲載する文書で、高齢者定義問題に関する部分について話題提供した。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)における高齢者虐待の定義は、加害者要件によって概念づけられているため、被害者状況と概念的に無関係である。このため、「被害者が虐待されているにもかかわらず、加害者要件によって虐待と認定できない事例」が通報事例の中に散見される。具体的には、「介護能力のない同居親族による虐待」「現に養護に携わっていない親族等による虐待」である。また、地域包括支援センター職員のなかには、自立高齢者が被害者の場合、「防止法保護対象ではない」と理解している職員も少なくない。

しかし、加害者が誰であっても、被害者が自立高齢者であっても、被害者が現に虐待を受けている場合、被害者が救済される権利を有することは自明である。この認識に基づき、「専門職用マニュアル」における対応の推奨事項の記載を行ったものである。

今回改定において、「専門職用マニュアル」では「介護能力のない同居親族による虐待」も、地域包括支援センターの活動において保護対象とすることを推奨した。このような「介護能力のない同居親族」は、障害や疾病をもつ可能性が高く、そのような事例においては、家庭全体を支援することを推奨した。また、「現に養護をしていない親族等」による虐待も、保護対象とすることを推奨した。これらは防止法規定外の介入推奨である。

加えて、今回改定において、「専門職用マニュアル」では、自立高齢者も「防止法保護対象」と明記したうえで、事例対応においては、第一に、「自立高齢者」という判断が本当に正しいのか再度アセスメントが必要であること、第二に、被害者が自立高齢者であっても「保護される権利」は有すること、第三に、「認知症のない自立高齢者の意見」を支援者は尊重しがちだがそれが適切とは限らないこと、を記載した。

(この議事要約は和田委員が要約しています。)